

公 告

室戸市制限付き一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)及び室戸市総合評価方式取扱要綱(平成20年告示62号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、次のとおり総合評価方式による制限付き一般競争入札を行いますので、実施要領第7項及び室戸市契約規則(昭和39年規則第7号)第7条の規定により公告します。

令和6年5月15日

室戸市長 植田 壯一郎

記

第1 入札に付する事項

1. 工事名及び工事番号 令和5年度(繰越明許)
椎名防災コミュニティセンター用地造成工事
2. 工 事 場 所 室戸市 室戸岬町
3. 工 事 概 要 別添ファイル参照
4. 完 成 期 限 令和7年2月26日
5. 予 定 価 格 88,980,000円(消費税相当額抜きの額)
6. 調査基準価格 有
7. 現 場 説 明 無

第2 入札参加資格

※ この入札は「総合評価方式(低入札価格調査適用)」により行います。参加される方は、下記の期日(第5の3参照)までに必要書類を提出してください。この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

1. 室戸市の指名競争入札参加資格を有する次の者であること。
 - ①土木一式工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者
 - ②佐喜浜・室戸岬・室戸地区
 - ③等級がA・Bランクに格付けされている者
2. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
3. この公告の日以後落札決定前間に、室戸市建設工事指名停止措置要綱(平成19年告示第35号)又は指名回避措置基準要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者
4. 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者

その手続を行った者にあつては、その手続開始後に当該年度の室戸市建設工事指名競争入札参加資格の再認定を受けている者

5. 建設業法第8条第9号及び室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第31号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者
6. 銀行取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められない者

第3 評価項目、評価基準及び評価の方法等に関する事項

1. この入札の総合評価方式における評価項目、評価基準及び配点は、別記「総合評価方式評価基準」のとおりとする。
2. 評価の方法
 - ① 第2の入札参加資格要件を満たす場合に標準点として100点を与え、評価基準による評価に基づき加算点を加える。
加算点は、企業の施工能力評価70点、配置予定技術者の能力評価30点の計100点を10点に換算し、最高点数を10点として標準点に加える。
 - ② 標準点に加算点を加えた点数を、当該入札参加者の入札価格(単位は「百万円」とする。)で除して得た数値(小数点第5位以下を切り捨て、小数点第4位までで数値化する。)を評価値とし、評価値によって落札者を決定する。
 - ③ 加算点が0点の入札参加者にあつても、評価値を算定する。

第4 契約条項を示す場所 室戸市役所 2階 財産管理課

第5 入札参加申請

当該工事の入札に参加しようとする者は、申請期間内に申請書及び評価点の加算対象とする項目について提出書類に必要事項を記入・添付のうえ提出すること。

(注) 下記の申請書類一式を提出していない場合は、入札に参加することが出来ない。

1. 提出書類

- ① 総合評価方式(制限付き一般)競争入札参加申請書(様式1)
 - ② 総合評価方式評価基準(別記様式)
以下、加算対象とする項目について提出すること。
 - ③ 同種・類似工事の施工実績届書(様式2)
 - ④ 配置予定技術者届(様式3)
 - ⑤ 配置予定技術者の重複について(様式4)※重複申請がある場合のみ
 - ⑥ 室戸市と災害時の応急対策活動協力に関する締結の有無確認書(様式5)
 - ⑦ 重機保有調書(様式6) ※「(別紙三)建設機械の保有状況」の写しでも可
 - ⑧ 消防団員加入状況調査・証明書(様式7)
 - ⑨ 配置予定(若手技術者・女性技術者)名簿(様式8)
- ※ 記載方法・添付書類は、総合評価方式(制限付き一般・指名)競争入札申請書等作成要領(以下「作成要領」という。)に示すとおりとし、提出期限後の追加、差し替え、訂正は認めない。

2. 提出方法

室戸市役所財産管理課に必ず持参し、受付印の押印を受けること。(郵送不可)

◎提出期限後の追加、差し替え訂正等は認めません。

3. 申請期間

この公告の日から 令和6年5月30日(木) の17時15分まで

4. 同種・類似工事

この入札における同種・類似工事は、平成26年度以降10年間に、元請け(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)として完成・引渡しをした次の公共工事とする。

◎ 最終の請負契約金額が **50,000** 千円以上の**土木一式工事**

ただし、令和6年度に実施した工事で、入札参加申請時点までに完了し、挙証資料が提出可能なものは、実績として申請できるものとする。

第6 入札参加資格の喪失

申請書受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができないものとする。

1. 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
2. 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第7 設計図書について

1. 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から当該工事の入札の日の前日までの執務時間帯の間(閉庁日は除く。)、室戸市役所2階閲覧室で閲覧することができるほか、次の方法により、閲覧をすることができる。

- ① 当公告の添付資料
- ② 室戸市ホームページ

2. 設計図書の貸出

「設計図書貸出申請書」に記入のうえ、財産管理課に提出すること。

3. 設計図書に対する質疑

① 設計図書の内容についての質問がある場合は、閲覧室備付けの質疑書により提出すること。(郵送又は電送は受け付けない。)

② 質疑締切日時 **令和6年5月30日** (木) 17時15分まで

③ 質疑受付場所 **室戸市消防本部**

④ 質疑に対する回答 次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時 公告日から入札日前日の17時15分まで

イ 閲覧場所 室戸市役所 2階 閲覧室

第8 入札及び開札の日時及び場所

①入札日時 **令和6年6月4日** **(火) 午前9時00分**

②入札場所 **室戸市役所 2階 第1会議室**

第9 入札保証金 免除する。

第10 入札方法等

1. 郵送による入札は、認めない。
2. 当該工事の入札に際しては、財産管理課受付印押印済の申請書の写しを提示することとし、提示がない場合は、当該工事の入札に参加することができない。
3. 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
4. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第11 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札又は室戸市建設工事競争入札心得(以下、「入札心得」という。)第9条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

第12 入札の失格

入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札、室戸市建設工事低入札価格調査事務処理要領第3条第2項及び第6条に該当した入札は、失格とする。

第13 落札者の決定

予定価格と調査基準価格の範囲内の金額で、かつ評価値が最も高い者を落札者とする。落札となるべき同評価値の入札をした者が、2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

ただし、低入札価格調査を辞退していない調査基準価格を下回る低入札者がいた場合は入札結果を保留し、低入札価格調査を行い決定する。

第14 契約保証金

落札者は、契約の締結に際し、契約規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

第15 その他

1. 第4の入札参加資格確認申請書を提出した者が2者に満たない場合は、入札を行わない。
2. 当該工事の入札参加資格確認申請書を受理されなかった者は、当該入札に参加できない。
3. 入札参加者はあらかじめ入札心得を承知すること。
4. 契約締結の期限は、別途指定するものを除き落札決定の通知を受けた日から10日以内とする。
5. 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
6. この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

◇ 契約及び入札条件等 ◇

工事名： 令和5年度(繰越明許)
椎名防災コミュニティセンター用地造成工事

- 1 契約予定日 令和6年6月11日
- 2 契約保証金
この工事の契約を締結するにあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。
- 3 技術者等の配置
 - (1) 建設業法第26条第3項に規定する専任の技術者を配置すること。
 - ① 建設業法第26条第3項に規定する専任の技術者を配置すること。
 - ② 配置する専任の技術者は、「配置予定技術者届」(様式3)で提出した技術者を配置しなければならない。
 - (2) 現場代理人・技術者届
 - ① 落札者が、契約の締結前に常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を、契約予定日の午後5時15分までに提出しない場合は、落札決定を取り消す。
 - ② 契約締結の前に、契約の工期の期間中、現場代理人の常駐又は技術者の専任の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。
 - ③ 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合もある。
- 4 入札参加の申請
提出書類、提出期限については、当該工事の総合評価方式指名競争入札指名通知書又は、制限付き一般競争入札の公告 のとおりとし、記載方法、添付書類等については、「総合評価方式(制限付き一般・指名)競争入札申請書等作成要領」を参照し、加点対象等必要な様式(1～8)を提出すること。

次の点について提出方法を変更しているので注意すること。

(注)

重機保有調書(様式6)は、経審における『建設機械の保有状況』の写しの提出でも可。

- 5 低入札価格調査
この入札は低入札価格調査を適用した入札で「室戸市建設工事低入札価格調査事務処理要領」に基づいて調査基準価格及び失格基準を設けています。